

平成30年7月定例教育委員会
議案説明資料

報告 1件

議案 5件

計 6件

番号	報告第11号	担当	学校教育部教職員課
議案名	これからの学校教育基本構想検討委員会規則の公布に係る専決処分の承認を 求めることについて		
説明	<p>これからの学校教育基本構想検討委員会について、同委員会の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めたこれからの学校教育基本構想検討委員会規則の公布について教育長専決を行ったので、これを報告し承認を求めるものです。</p>		
施行期日等	公布の日から施行する。		

番号	議案第 1 1 号	担当	学校教育部教職員課
議案名	これからの学校教育基本構想検討委員会委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>これからの学校教育基本構想検討委員会規則第 3 条の規定に基づき、委員の委嘱及び任命を行うものです。</p>		

松原市教育委員会規則第2号

これからの学校教育基本構想検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、これからの学校教育基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織、運営その他検討委員会について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、これからの学校教育基本構想について調査及び審議するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園長及び小中学校長
- (3) P T A関係者
- (4) 松原市地域教育協議会役員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から当該委員に係る第2条の任務が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検討委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第12号	担当	学校教育部教職員課
議案名	これからの学校教育基本構想検討委員会への諮問について		
説明	<p>これからの学校教育基本構想検討委員会規則第2条の規定に基づき、これからの学校教育基本構想検討委員会で審議していただきたいことについて諮問するものです。</p>		

番号	議案第13号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>松原市教育振興基本計画策定委員会規則第3条の規定に基づき、委員の委嘱及び任命を行うものです。</p>		

松原市教育委員会規則第5号

松原市教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織、運営その他策定委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、松原市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について審議するものとする。

(委員)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 策定委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第8条 第2条の所掌事務を遂行するに当たり、必要な基本計画の素案や資料の作成等を行うため、策定委員会の下に松原市教育振興基本計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 検討委員会の運営に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第 1 4 号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育振興基本計画（後期計画）策定に関する諮問について		
説明	<p>松原市教育振興基本計画（後期計画）の策定に関して、松原市教育振興基本計画策定委員会規則第 2 条の規定に基づき、松原市教育振興基本計画策定委員会へ諮問するものです。</p>		

番号	議案第15号	担当	教育総務部学校給食課
議案名	松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について		
説明	<p>松原市立学校給食センター条例第5条第3項及び同条例施行規則第4条に基づき、松原市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱を行うものです。</p>		

改正

昭和54年3月31日条例第9号
平成6年4月12日条例第13号
平成20年12月19日条例第27号
平成24年3月28日条例第8号

松原市立学校給食センター条例

(設置)

第1条 市立学校において実施される学校給食を効果的かつ能率的に処理するため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、本市に学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 松原市立学校給食センター
- (2) 位置 松原市河合5丁目238番地

(業務)

第3条 給食センターは、教育委員会の指定する学校において実施される学校給食に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 副食物の調理及び配送に関すること。
- (2) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (3) その他教育委員会において必要と認めること。

(職員)

第4条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 給食センターに松原市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議する。
- 3 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和47年規則第18号で昭和47年6月1日から施行）

附 則（昭和54年条例第9号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第13号）

この条例は、平成6年5月9日から施行する。

附 則（平成20年条例第27号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

改正

昭和54年2月26日教育委員会規則第1号

平成元年7月31日教育委員会規則第21号

平成24年11月1日教育委員会規則第13号

松原市立学校給食センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、松原市立学校給食センター条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき条例施行に関する必要な事項を定める。

(職員)

第2条 条例第4条に規定する松原市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 職員 若干名

(職務)

第3条 所長は学校給食課長の命を受け、給食センターの業務を統括し職員を指揮監督する。
2 職員は、上司の命を受け業務に従事する。

(運営委員の選出)

第4条 条例第5条に規定する運営委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 市立関係学校長
- (2) 市立関係学校PTA代表
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(運営委員会の委員の定数及び任期)

第5条 運営委員の定数は20人以内とし、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の役員及び役員の任務)

第6条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

- 2 委員長及び副委員長は委員が互選する。
- 3 委員長は必要に応じて運営委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は給食センターにおいて行う。

(管理)

第8条 給食センターの第10条に規定する使用対象者が行う目的外使用に係る管理については、次条から第18条までに規定するところにより、松原市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(調理実習室等の使用)

第9条 給食センター内の調理実習室又は会議室（以下「調理実習室等」という。）を使用する場合は、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。

(対象者)

第10条 調理実習室等の使用対象者は、食育の推進等に調理実習室等を使用しようとする者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 松原市又は委員会が後援等をする事業を実施する団体
- (2) 食育の推進等を行うことを目的とした市内に存する非営利団体

(使用時間)

第11条 調理実習室等の使用時間は、松原市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時30分から午後4時までとする。

(使用申請)

第12条 調理実習室等を使用しようとするものは、使用希望日の3月前から7日前までの間に団体規約、活動報告書等を添えて松原市立学校給食センター施設使用許可申請書(様式第1号)により、委員会に申請しなければならない。

(使用許可)

第13条 調理実習室等の使用許可については、受付順により決定し、松原市立学校給食センター施設使用許可書(様式第2号)を交付する。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、調理実習室等の使用許可を受けた目的以外に使用し、又は調理実習室等の使用に係る権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第15条 調理実習室等の使用料は、無料とする。

(指示の厳守)

第16条 調理実習室等の使用については、委員会の指示に従わなければならない。

(原状回復)

第17条 使用者は、調理実習室等を使用後、速やかに使用前の原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、調理実習室等の使用中においてその責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか給食センターの運営について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則(昭和54年教委規則第1号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第21号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成24年11月1日教委規則第13号)

この規則は、平成24年11月1日から施行する。